

日本結核病学会各種委員会規程

第 1 条 定款第 10 章にもとづき、以下の委員会を設置する。

編集委員会、学会賞選考委員会、プログラム委員会、治療委員会、社会保険委員会、教育・用語委員会、予防委員会、非結核性抗酸菌症対策委員会、抗酸菌検査法検討委員会、将来計画委員会、保健・看護委員会、国際交流委員会、認定制度委員会、ホームページ委員会。

2. その他、理事会で理事以外の会員の参与を必要とすると判断された問題の審議のために、必要に応じて委員会を設置することができる。これらの委員会の委員長は原則として理事のなかから選び理事長が委嘱する。

第 2 条 各委員会の運営（委員の定数を含む）は、以下に定める個別の「委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、代議員会の承認を得るものとする。

第 3 条 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告または答申しなければならない。

第 4 条 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、代議員会に報告しなければならない。とくに重要な問題については代議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

編集委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、会誌「結核」の編集のために編集委員会（以下委員会）を常置し、委員長には常務理事（編集担当）があたる。

第 2 条 委員会は会誌の編集に関する業務を行う。

第 3 条 委員会は 20 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司率する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 8 条 委員長は数名の委員をもって小委員会を構成し、編集実務に当たらせることができる。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

学会賞選考委員会規程

第 1 条 本会に定款第 2 条第 7 項および第 10 章にもとづき、学会賞の選考のために学会賞選考委員会（以下委員会）をおく。学会賞は、今村賞ならびに研究奨励賞とする。

2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、いずれも財団法人結核予防会大阪府支部今村記念事業基金より本会に寄贈される金員をもって充てられる学会賞である。

会員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。

今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され代議員会の承認をうけるものとする。

第 2 条 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。

第 3 条 委員会は会長、理事長を含む 10 名をもって構成し、委員は理事会の推薦により理事長が委嘱し、委員長には会長が当たる。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司率する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 8 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

プログラム委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、学術総会のプログラム編成のためにプログラム委員会（以下委員会）を年次毎に編成し、設置する。当該年次の会長が委員長となる。

第 2 条 委員会は総会プログラムの編成に関する業務を行う。

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員をもって構成し、うち 5 名は理事会の推薦により、他は当該会長が選び、理事長が委嘱する。

第 4 条 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名をおく。委員長には当該会長が当たる。副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司率する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 8 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、当該総会が終了するまで、その業務を行うものとする。

プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考、並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。
2. プログラム委員会は生涯教育セミナー、ICD 講習会について認定制度委員会との協議・調整に関して会長を補佐するものとする。
3. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

附 則

この細則は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

治療委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 8 条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

社会保険委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は理事長の諮問に応じ、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 8 条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

教育・用語委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、教育・用語委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学の教育および結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 8 条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

予防委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

非結核性抗酸菌症対策委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、非結核性抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、非結核性抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

抗酸菌検査法検討委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

将来計画委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

る。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

エキスパート委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、エキスパート委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療の保健・看護、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第 8 条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 25 年 11 月 10 日より施行する。

国際交流委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は理事長の諮問に応じ、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第 8 条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキ

ンググループの委員は理事長が委嘱する。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 23 年 6 月 2 日より施行する。

認定制度委員会規程

第 1 条 本会に定款第 10 章にもとづき、認定制度委員会（以下委員会）をおく。

第 2 条 委員会は理事長の諮問に応じ、日本結核病学会としての ICD 制度、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第 3 条 委員会は 10 名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は 2 年とする。

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 条 委員会は委員長が招集する。

第 6 条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第 7 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第 8 条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第 9 条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

認定制度委員会細則

（ICD 制度協議会に関する業務）

第 1 条 委員長もしくは副委員長は、ICD 制度協議会に出席する。議事について必要な時は理事長、常務理事会、あるいは理事会に報告し、協議する。

第 2 条 日本結核病学会総会時に開催する ICD 講習会のテーマ、プログラム（開催日時、演題および演者等）を総会会長に提案し、調整の上、承認を得て、決定する。決定したテーマ、プログラムは締めきり期日までに ICD 制度協議会に対して ICD 講習会として申請する。

第 3 条 その他、ICD 制度協議会に関する業務を行う。

（結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務）

第 4 条 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。

第 5 条 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

第 6 条 日本呼吸器学会学術集会時に開催される合同企画（生涯教育セミナー「結核講習会」）のテーマとプログラム（演

題および演者等)を決定する。座長は、本委員会から選出した座長と、日本呼吸器学会感染症・結核部会から選出した座長の2名で行い、「座長の言葉」は、結核病学会選出の座長が作成する。決定したテーマとプログラムを本学会常務理事会に報告し、承認を得て、日本呼吸器学会事務局へ連絡する。

第7条 認定制度審議委員会（以下審議会）を補佐する。

第8条 審議会の指示により、教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第9条 その他の結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務を行う。

（抗酸菌症エキスパート制度に関する業務）

第10条 エキスパート委員会と協同して、次の業務を行う。

1. 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。
2. 他団体主催の講習会、国や地方自治体による講習会等のプログラムについて、主催者と協議する。
3. 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

第11条 エキスパート委員会と協同して認定制度審議委員会（以下審議会）を補佐する。

第12条 審議会の指示により、エキスパート委員会および教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第13条 その他の抗酸菌症エキスパート制度に関する業務を行う。

附 則

この細則は平成25年10月1日より施行する。

ホームページ委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、ホームページ委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、ホームページに関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

認定制度審議委員会規程

第1条 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度規則第3条、および抗酸菌症エキスパート規則第4条にもとづき、認定制度審議委員会（以下、審議会）をおく。

第2条 審議会は理事長、常務理事、認定制度委員長、エキスパート委員長、教育・用語委員長をもって構成し、理事長が委嘱する。

第3条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、委員長には理事長があたり、副委員長には認定制度委員長があたり。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第7条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成25年10月1日より施行する。

倫理委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、倫理委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、倫理及び利益相關問題に関する諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成24年5月10日より施行する。